明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

クロム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

銅標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以下のもの

鉄標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

水銀標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

カリウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

マグネシウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

マンガン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

ニッケル標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

ナトリウム標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

鉛標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

アンチモン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

亜鉛標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

バリウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

リチウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

モリブデン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

セレン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

すず標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

ストロンチウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

タリウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

ルビジウム標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

塩化物イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

ふっ化物イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

亜硝酸イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

硝酸イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

りん酸イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

硫酸イオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

アンモニウムイオン標準液であって、濃度が一ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

シアン化物イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

臭化物イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの

ジクロロメタン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

クロロホルム標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

四塩化炭素標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

トリクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの

テトラクロロエチレン標準液のうちヘキサン希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの及びメタノール希釈のものであって、濃度が百ミリグラム毎リットル以上一グラム毎リットル以下のもの